

法務省民商第192号  
平成17年1月26日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行に伴う商業  
・法人登記事務の取扱いについて（通達）

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号。以下「改正法」という。）、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年政令第385号。以下「整備政令」という。）、電子公告に関する規則（平成17年法務省令第3号。以下「電子公告規則」という。）、商法施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第4号）及び商業登記規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第5号。以下「改正省令」という。）が平成17年2月1日から施行されますが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「商法特例法」とあるのは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）を、「施行規則」とあるのは商法施行規則（平成14年法務省令第22号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠したものを除き、いずれも改正後のものです。

記

## 第1 改正法の趣旨

改正法は、株式会社等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする電子公告制度を導入するとともに、株式会社等の合併、資本減少等の際の債権者に対する公告を官報に加え日刊新聞紙又は電子公告により行った場合には、知っている債権者に対する各別の催告を要しないこととするにより、これらの債権者保護手続を簡素合理化すること等を目的として、制定された。

## 第2 電子公告制度の導入

### 1 株式会社における電子公告

#### (1) 電子公告の許容

ア 株式会社の公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電磁的方法であって法務省令に定めるものにより不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ること（以下「電子公告」という。）により行うこともできるとされた（商法（明治32年法律第48号）第166条第6項）。

この法務省令で定める電磁的方法とは、会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する等の方法であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものをいう（施行規則第10条）。

イ 電子公告を行うべき期間は、公告事項の種類に応じて定められているが、公告期間中公告の中断が生じた場合であっても、次の(ア)から(ウ)までの要件（以下「中断正当化事由」という。）を満たすときは、公告の効力に影響を及ぼさないこととされた（商法第166条ノ2第1項、第2項）。

(ア) 公告の中断の発生について、会社が善意無重過失であり、又は会社に正当の事由があること。

(イ) 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと。

(ウ) 会社が公告の中断が生じたことを知った後、速やかに、その旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を、当該公告に付して公告したこと（以下「追加公告」という。）

#### (2) 定款の記載

株式会社の公告を電子公告により行うときは、定款には、電子公告を公告方法とする旨を記載し又は記録すれば足りる（商法第166条ノ2第3項）。

なお、電子公告を公告方法とする会社は、定款により、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙のいずれかで定款に定めるものに掲載して公告をする旨を定めることができるとされた（同条第4項）。

#### (3) 電子公告に関する登記

ア 電子公告を公告方法としたことによる変更の登記

##### (ア) 登記事項

株式会社が定款を変更して電子公告を公告方法としたときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、電

子公告に係る情報の提供を受けるために必要な事項として法務省令で定めるもの（具体的には、ウェブページのアドレス。施行規則第8条の2第1項第2号）をも登記しなければならない、さらに、事故等の場合における予備的な公告方法の定めがあれば、これも登記しなければならないとされた（商法第188条第2項第1号、第3項）。

また、電子公告を公告方法とする株式会社においては、商法第283条第4項又は商法特例法第16条第2項の規定による貸借対照表等の公告の内容である情報の提供を受けるためのウェブページのアドレスを、それ以外の公告に関するウェブページのアドレスと別に登記することができる（施行規則第8条の2第2項）。

(1) 添付書面

(ア)の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、公告方法の変更に係る定款変更についての株主総会の議事録（同法第79条第1項）を添付しなければならない。

(ウ) 登録免許税

登録免許税額は、申請1件につき、本店所在地においては3万円、支店所在地においては9000円である（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第一第19号（一）ネ、（二）イ）。

(I) 登記の記載等

登記の記載は、別紙記載例1の(1)のアからウまでによる。

なお、貸借対照表等の公開を電磁的公示の方法によって行うことができるのは、官報又は日刊新聞紙を公告方法とする株式会社に限られる（商法第283条第7項、商法特例法第16条第5項）ため、登記官は、電子公告を公告方法としたことによる変更の登記をしたときは、商法第188条第2項第10号に掲げる事項の登記（貸借対照表等の電磁的公示のウェブページのアドレスの登記）を朱抹しなければならない（商登規第85条の3）。

イ 電子公告に関する定めの変更による変更の登記

(ア) 登記事項

株式会社が電子公告に関する定め（アの(ア)参照）を変更したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、当該変更による変更の登記をしなければならない（商法第188条第4項、第67条）。

(1) 添付書面

(ア)の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を

証する書面（商登法第18条）のほか，定款の変更を要するときは，定款変更についての株主総会の議事録（同法第79条第1項）を添付しなければならない。

(ウ) 登録免許税

登録免許税額については，アの(ウ)と同様である。

(I) 登記の記載

登記の記載は，別紙記載例1の(2)のアからウまでによる。

ウ 電子公告を公告方法とする定款の定めを廃止による変更の登記

(ア) 登記事項

株式会社が電子公告を公告方法とする定款の定めを廃止したときは，本店所在地においては2週間以内に，支店所在地においては3週間以内に，当該定款の定めを廃止による変更の登記をしなければならないとされた（商法第188条第4項，第67条）。

(イ) 添付書面及び登録免許税

添付書面及び登録免許税額については，アの(イ)及び(ウ)と同様である。

(ウ) 登記の記載

登記の記載は，別紙記載例1の(3)による。

2 合名会社及び合資会社における電子公告等

(1) 合併の公告をする方法

合名会社及び合資会社の公告については，合併の場合の債権者に対する公告を官報によって行うべき旨の規定のみがあったところ，当該規定にかかわらず，合名会社及び合資会社は，官報のほか，定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によって，合併の公告をすることができることとされた（商法第100条第4項，第147条）。

なお，電子公告は，債権者の異議申述期間を経過するまで行う必要がある（商法第100条第6項）が，株式会社と同様に，公告の中断があっても，中断正当化事由が存するときは，公告の効力に影響はないものとされた（同条第7項，同法第166条ノ2第2項）。

(2) 定款の記載

合名会社及び合資会社の合併の公告を電子公告により行うときは，定款には電子公告を合併の公告方法とする旨を記載し又は記録すれば足り，また，事故等の場合における予備的な公告方法の定めを設けることもできるとされた（商法第100条第7項，第147条）。

(3) 合併の公告をする方法の登記

ア 合併の公告をする方法に関する定款の定めの設定の登記

(ア) 登記事項

合名会社及び合資会社は、次のaからcまでの定款の定めを設けたときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、それぞれに定める事項を登記しなければならないこととされた（商法第100条第8項、第147条）。

- a 合併の公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙によってする旨の定款の定め その定め
- b 合併の公告を電子公告によってする旨の定款の定め その定め及び公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項として法務省令で定めるもの（具体的には、ウェブページのアドレス。施行規則第8条の2第1項第1号）
- c 事故等の場合における予備的な公告方法の定款の定め その定め

(1) 添付書面

(ア)の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、定款変更についての総社員の同意があったことを証する書面（同法第54条、第77条）を添付しなければならない。

(ウ) 登録免許税

登録免許税額については、1の(3)のアの(ウ)と同様である。

(I) 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例2の(1)のA又はイによる（商登規別表第5、第6）。

イ 合併の公告をする方法の変更の登記

(ア) 登記事項

合名会社及び合資会社は、合併の公告をする方法を変更したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、合併の公告をする方法の変更による登記をしなければならないこととされた（商法第100条第9項、第147条）。

(1) 添付書類

(ア)の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、定款の変更を要するときは、定款変更についての総社員の同意があったことを証する書面（同法第54条、第77条）を添付しなければならない。

(ウ) 登録免許税

登録免許税額については、1の(3)のアの(ウ)と同様である。

(I) 登記の記載

登記アドレスの変更による変更の登記の記載は、別紙記載例2の(2)

による。

#### ウ 合併の公告をする方法に関する定款の定めを廃止による変更の登記

##### (ア) 登記事項

合名会社及び合資会社は、合併の公告をする方法に関する定款の定めを廃止したときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、合併の公告をする方法の廃止による変更の登記をしなければならないとされた(商法第100条第9項,第147条)。

##### (イ) 添付書面及び登録免許税

添付書面及び登録免許税額については、アの(イ)及び(ウ)と同様である。

##### (ウ) 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例2の(3)による。

### 3 有限会社における電子公告等

#### (1) 合併等の公告をする方法

有限会社の公告については、合併又は分割の公告をする方法として官報のほか日刊新聞紙による旨の定款の定めを設けることができる一方、法定準備金の減少、資本の減少又は資本の減少を伴う組織変更の場合の債権者に対する公告は官報によって行うべき旨の規定があったところ、有限会社は、これらの公告のすべてについて、官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってすることができることとされた(有限会社法(昭和13年法律第74号)第46条,第58条第2項,第63条第1項,第63条ノ6第1項,第63条ノ9第1項又は第68条において準用する商法第100条第4項,第374条ノ4第1項,第374条ノ20第1項,第376条第1項又は第412条第1項)。

なお、電子公告は、債権者の異議申述期間を経過するまで行う必要がある(有限会社法第88条第1項)が、株式会社と同様に、公告の中断があっても、中断正当化事由が存するときは、公告の効力に影響はないものとされた(同条第2項,商法第166条ノ2第2項)。

#### (2) 定款の記載

有限会社の合併等の公告を電子公告により行うときは、定款には電子公告を合併等の公告方法とする旨を記載し又は記録すれば足り、また、事故等の場合における予備的な公告方法の定めを設けることもできるとされた(有限会社法第88条第2項)。

#### (3) 合併等の公告をする方法の登記

有限会社は、(1)の公告について2の(3)のアの(ア)のaからcまでの定款の定めを設けたときは、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、それぞれに定める事項を登記しなければならず、合

併等の公告をする方法を変更し，又は定款の定めを廃止したときも，その登記をしなければならないとされた（有限会社法第88条第3項，第4項，商法第67条）。

なお，有限会社については，(1)の各種類の公告について，登記すべき日刊新聞紙をそれぞれ異なるものとする登記の申請を受理して差し支えなく，また，登記すべきウェブページのアドレスをそれぞれ異なるものとする登記の申請も，受理して差し支えない。

この場合の登記の申請書には，代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか，定款の変更を要するときは，定款変更についての社員総会の議事録（同法第94条）を添付しなければならない。

登録免許税については，1の(3)のアの(ウ)と同様である。

登記の記載は，別紙記載例3の(1)から(3)までによる。この記載例に抵触する平成9年9月19日付け法務省民四第1709号当職通達の別紙記載例1及び平成13年3月1日付け法務省民商第599号当職通達の別紙記載例第2の1から3までは，この通達により変更する。

#### (4) 経過措置

ア 電子情報処理組織により登記事務を取り扱う場合の有限会社登記簿については，記録すべき事項の名称が「会社が分割の公告をする方法」及び「会社が合併の公告をする方法」から「会社が合併等の公告をする方法」に変更された（商登規別表第8）。

イ 改正法の施行前に，有限会社について分割の公告をする方法の登記又は合併の公告をする方法の登記がされているとき（これらの登記の事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合に限る。）は，登記官は，職権で，これらの登記に係る事項を登記記録中「会社が合併等の公告をする方法」として記録しなければならないとされた（改正省令附則第2項から第4項まで）。

この場合の登記の記載は，別紙記載例3の(4)のアからウまでによる。

この措置は，改正法の施行後，当該有限会社について最初に登記の申請があったときまでに行うものとする。

ウ 電子情報処理組織により登記事務を取り扱っていない場合には，これらの公告をする方法について，職権により特段の措置を執ることは要しない。この場合には，公告をする方法の変更の登記の申請があったときに，別紙記載例3の(1)の振り合いによる変更登記をすれば足りる。

### 4 各種法人における電子公告等

#### (1) 合併の公告をする方法

改正法により，別添資料「電子公告制度が導入された法人一覧」の名称欄

に掲げる法人について、合名会社と同様の改正が行われ、監査法人その他の一定の範囲の法人は、官報のほか、定款又は会則に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によって、合併の公告をすることができることとされた（別添資料の商法の準用規定欄に掲げる各規定において準用する商法第100条第4項）。

なお、電子公告は、債権者の異議申述期間を経過するまで行う必要があるが、公告の中断があっても、中断正当化事由が存するときは、公告の効力に影響はないものとされた（上記各規定において準用する商法第100条第6項、第166条ノ2第2項）。

## (2) 定款又は会則の記載

(1)の法人の合併の公告を電子公告により行うときは、定款又は会則には電子公告を公告方法とする旨を記載し又は記録すれば足り、また、事故等の場合における予備的な公告方法の定めを設けることもできるとされた（(1)の各規定において準用する商法第166条ノ2第3項、第4項）。

## (3) 合併の公告をする方法の登記

(1)の法人は、2の(3)のアの(ア)のaからcまでの定款又は会則の定めを設けたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、それぞれに定める事項を登記しなければならないが、合併の公告をする方法を変更し、又は定款若しくは会則の定めを廃止したときも、その登記をしなければならないとされた（弁護士会以外の法人にあっては組合等登記令（昭和39年政令第29号）第12条の2、弁護士会にあっては弁護士法（昭和24年法律第205号）第43条第2項において準用する商法第100条第8項、第9項）。

この場合の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、定款又は会則の変更を要するときは、その変更を証する書面を添付しなければならない（弁護士会以外の法人にあっては組合等登記令第23条の2、弁護士会にあっては弁護士会登記令（昭和24年政令第321号）第9条）。

この場合の登記の記載は、合名会社と同様である。

## 5 電子公告調査

### (1) 調査機関

電子公告を行う会社（以下「調査委託者」という。）は、いわゆる決算公告の場合を除き、電子公告を行うべき期間中、不特定多数の者が当該公告の内容である情報の提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならないとされた（商法第457条）。



なお、調査機関は、当該調査機関又はその親会社の電子公告による公告その他の一定の公告については、電子公告調査を行うことができない（商法第463条、電子公告規則第8条）。

## (2) 電子公告調査

調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならないが、その方法については、

公告期間中6時間に1回以上の頻度で会社の公告サーバから情報を入手すること、情報入手作業は、電子計算機に公告アドレスを入力することにより、3回（1回又は2回で情報を受信することができた場合にあっては、その回数）にわたってプロバイダ（2回以上にわたる場合にあっては、それぞれ異なるプロバイダ）を経由して公告サーバに対し情報を送信するように求めることによって行うこと等の要件が定められた（商法第467条第1項、第2項、電子公告規則第5条）。

調査機関は、調査後遅滞なく、調査委託者に対して、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない（商法第462条第4項）、調査結果通知に記載される事項は、次のとおりとされた（電子公告規則第7条第1項）。

ア 調査委託者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の氏名、登記アドレス、公告アドレス、公告期間及び公告すべき内容を規定した法令の条項（調査機関が業務規程で定めるところにより、これらの事項のいずれかを変更する旨の通知がされた場合にあっては、当該通知に係る変更後のもの及び変更の日時を含む。）

イ 公告情報内容（公告の中断が生じた場合には、公告情報内容及び追加公告情報内容）

ウ 調査機関が電子公告規則第5条の規定により記録し、又は記載した電子公告調査の結果に係る事項のうち、次に掲げるもの

(7) 受信情報を受信した日時、情報入手作業の際に電子計算機に入力した公告アドレス及び次に掲げる事項

a 電子計算機により自動的に行う判定の結果が、会社の公告サーバから得た受信情報と公告情報（公告の中断が生じた場合には、公告情報及び追加公告情報）とが同一である旨の結果であった場合には、当該結果及び当該判定の日時

b 電子計算機により自動的に行う判定の結果が a に定める結果でなかった場合には、調査機関の職員による同一性の判定の結果及びその日時

(1) 電子計算機により自動的に会社の公告サーバから情報を受信することができない等の理由により、調査機関の職員が電子計算機を手動により

操作して情報入手作業をしたにもかかわらず，公告サーバから情報を受信することができなかつた場合には，その旨，その日時及び当該情報入手作業の際に電子計算機に入力された公告アドレス

(ウ) 登記アドレスと公告アドレスとが異なる場合には，登記アドレスを電子計算機に入力することにより表示される指示に従い，操作を行うことによつて，公告ページが表示されるかどうかを，公告期間中任意の時期に，同一の公告アドレスについて1回以上調査した結果及び日時

(エ) (ア)から(ウ)までの作業を調査機関の職員が電子計算機を手動により操作して行つた場合には，当該職員の氏名

エ 調査結果通知に，受信情報内容が公告情報内容（公告の中断が生じた場合には，公告情報内容及び追加公告情報内容）と相違する旨の記載若しくは記録又はウの(イ)による記載若しくは記録をすべき場合には，当該記載又は記録から推計されることになる公告の中断が生じた可能性のある時間の合計

オ 6時間に1回以上の頻度で電子公告規則第5条第2項に定めるところによる情報入手作業をすることができなかつた場合には，その旨，その時期及びその理由

### (3) 調査結果通知の方法

調査結果の通知は，調査委託者の求めに応じ，(2)に掲げる事項を記載した書面を交付し，又は当該事項を内容とする情報を次のアからウまでの電磁的方法により提供してしなければならないこととされた（電子公告規則第7条第1項，第2項）。

ア 施行規則第6条第1項第1号に規定する方法（オンラインによる方法）  
イ 商登規第33条の6第4項に規定するフレキシブルディスクカートリッジ（3.5インチフロッピーディスク）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ウ 商登規第36条第1項第2号に規定する光ディスク（CD-ROM又はCD-R）をもつて調製するファイルを情報の記録したものを交付する方法

また，調査機関は，調査委託者から求められたときは，その求めに応じ，商登法第19条の2に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（フロッピーディスク，CD-ROM又はCD-R）にその内容を記録することができる調査結果情報，又は商登規第116条の3第2項及び第5項第2号の規定によりオンライン登記申請において送信することができる調査結果情報を提供しなければならないとされた（電子公告規則第7条第3項）。

## 6 各種登記申請における公告をしたことを証する書面

会社等が強制転換条項付株式の転換，株式の併合，株式の消却，株式の譲渡制限，資本の減少，合併等を行う場合において，電子公告により公告を行ったときは，これらの登記の申請書に添付すべき「公告をしたことを証する書面」は，調査機関の作成に係る調査結果通知とする。

登記官は，調査結果通知の記載内容から公告の中断が生じていないことを確認することとなるが，仮に，公告の中断が生じている場合には，5の(2)の工（推計される公告の中断時間の合計）その他の調査結果通知の記載内容から，中断正当化事由の存否や追加公告の実施の有無を判断するものとする。

なお，調査機関の推計した公告の中断時間の合計が公告期間の10分の1を超える場合であっても，当該会社から，現実に公告が中断した時間が公告期間の10分の1に満たないことを証する資料（公告サーバが現実にダウンしていた時間を示す記録等）の提出があったときは，他に却下事由がない限り，登記を受理して差し支えない。

### 第3 債権者保護手続の簡素合理化

合併等の場合の債権者保護手続については，以下のとおり，知れている債権者に対する各別の催告を要しない場合に関する特例が設けられ，これに伴い，登記の添付書面に関する特例も設けられた。

#### 1 合名会社の合併による変更又は設立の登記

##### (1) 催告不要の特例

合名会社が存続会社又は新設会社となる合併をする場合（消滅会社は，合名会社又は合資会社。商法第56条第2項参照）は，合併をする各会社は，決議の日から2週間以内に，その債権者に対し合併に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し，かつ，知れている債権者には各別に催告をしなければならないところ，この公告を，官報のほか，定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは，各別の催告をすることを要しないとされた（同法第100条第4項，第147条）。

##### (2) 添付書面の特例

(1)の場合には，商法第100条第1項（同法第147条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて，官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとされた（商登法第67条第2号，第68条第1項第2号）。

#### 2 合資会社の合併による変更又は設立の登記

合資会社が存続会社又は新設会社となる合併をする場合（消滅会社は，合名会社又は合資会社。商法第56条第2項参照）も，1と同様に，催告不要の特

例（商法第147条において準用する同法第100条第4項）及び添付書面の特例（商登法第77条において準用する同法第67条第2号，第68条第1項第2号）が定められた。

### 3 株式会社の登記

#### (1) 資本減少による変更の登記

##### ア 催告不要の特例

株式会社が資本の減少をするときは，決議の日から2週間以内に，その債権者に対し資本の減少に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し，かつ，知っている債権者には各別に催告をしなければならないところ，この公告を，官報のほか，定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは，各別の催告をすることを要しないとされた（商法第376条第1項ただし書）。

##### イ 添付書面の特例

アの場合には，商法第376条第1項本文の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて，官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとされた（商登法第87条第1号）。

#### (2) 吸収分割による変更の登記

##### ア 催告不要の特例

株式会社が営業を承継する会社となる吸収分割を行う場合（分割会社は，株式会社又は有限会社）は，吸収分割をする各会社は，決議の日から2週間以内に，その債権者に対し分割に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し，かつ，知っている債権者には各別に催告をしなければならないところ，この公告を官報のほか，定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは，承継会社については各別の催告をすることを要せず，分割会社については，不法行為によって生じた債権の債権者を除き，各別の催告をすることを要しないとされた（商法第374条ノ20第1項ただし書，有限会社法第63条ノ9第1項）。

##### イ 添付書面の特例

アの場合には，分割会社については，商法第374条ノ20第1項（有限会社法第63条ノ9第1項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告として，官報による公告，日刊新聞紙又は電子公告による公告及び分割会社の不法行為によって生じた債権者で知っている者に対する催告をしたことを証する書面を添付しなければならないが，承継会社については，及びの公告をしたことを証する書面を添付しなけれ

ばならないとされた（商登法第89条の8第1項第3号）。

なお、の知れている債権者がいない場合には、そのことを証する書面をの書面として添付すれば足りる。

### (3) 合併による変更又は設立の登記

#### ア 催告不要の特例

株式会社が存続会社又は新設会社となる合併をする場合（消滅会社は、合名会社、合資会社、有限会社又は株式会社）は、合併をする各会社は、決議の日から2週間以内に、その債権者に対し合併に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し、かつ、知れている債権者には各別に催告をしなければならないところ、この公告を、官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、各別の催告をすることを要しないとされた（商法第412条第1項ただし書）。ただし、消滅会社が合名会社又は合資会社であるときは、当該消滅会社において、各別の催告を省略することはできない（同法第100条第5項、第147条）。

#### イ 添付書面の特例

アの場合には、各別の催告をすることを要しない株式会社又は有限会社については、商法第412条第1項本文（有限会社法第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとされた（商登法第90条第1項第3号、第91条第1項第1号）。

### (4) 組織変更の登記

#### ア 催告不要の特例

株式会社が資本の額を減少して有限会社に組織を変更するときは、その債権者に対し組織変更に関する異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し、かつ、知れている債権者には各別に催告をしなければならないところ、この公告を、官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、各別の催告をすることを要しないとされた（有限会社法第68条、商法第100条第4項）。

#### イ 添付書面の特例

アの場合には、有限会社法第68条において準用する商法第100条第1項本文の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないこととされた（商登法第93条第1項

第2号)。

#### 4 有限会社の登記

##### (1) 資本減少による変更の登記

###### ア 催告不要の特例

有限会社が資本の減少をするときは、決議の日から2週間以内に、その債権者に対し資本の減少に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し、かつ、知れている債権者には各別に催告をしなければならないところ、この公告を、官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、各別の催告をすることを要しないとされた(有限会社法第58条第2項、商法第376条第1項ただし書)。

###### イ 添付書面の特例

アの場合には、有限会社法第58条第2項において準用する商法第376条第1項本文の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとされた(商登法第97条)。

##### (2) 合併による変更又は設立の登記

###### ア 催告不要の特例

有限会社が存続会社又は新設会社となる合併をする場合(消滅会社は、株式会社又は有限会社。有限会社法第59条、第60条参照)は、決議の日から2週間以内に、その債権者に対し合併に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公告し、かつ、知れている債権者には各別に催告をしなければならないところ、この公告を、官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、各別の催告をすることを要しないとされた(有限会社法第63条第1項、商法第412条第1項ただし書)。

###### イ 添付書面の特例

アの場合には、商法第412条第1項本文(有限会社法第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとされた(商登法第90条第1項第3号、第91条第1項第1号)。

#### 5 監査法人の合併の登記

##### (1) 催告不要の特例

監査法人が合併をするときは、決議の日から2週間以内に、その債権者に対し合併に異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を官報により公

告し、かつ、知っている債権者には各別に催告をしなければならないところ、この公告を、官報のほか、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、各別の催告をすることを要しないとされた（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の2第6項、商法第100条第4項）。

(2) 添付書面の特例

(1)の場合には、公認会計士法第34条の2第6項において準用する商法第100条第1項の規定による公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、官報による公告及び日刊新聞紙又は電子公告による公告をしたことを証する書面を添付しなければならないとされた（組合等登記令第19条第3項）。

6 その他の法人の合併の登記

別添資料の名称欄に掲げるその他の法人が合併をする場合については、5と同様とされた（組合等登記令第19条第3項、弁護士会登記令第7条第2項）。

別添

電子公告制度が導入された法人一覧

名 称	商 法 の 準 用 規 定
監査法人	公認会計士法第34条の2第6項
弁護士法人	弁護士法第30条の2第6項
弁護士会	同法第43条第2項
司法書士法人	司法書士法(昭和25年法律第197号)第46条第7項
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第41条第7項
行政書士法人	行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の2第6項
税理士法人	税理士法(昭和26年法律第237号)第48条の2第6項
税理士会	同法第49条の1第2項
社会保険労務士法人	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の2第6項
特許業務法人	弁理士法(平成12年法律第49号)第55条第6項



別紙記載例

1 株式会社の場合

(1) 株式会社が電子公告を公告する方法と定めた場合

ア 電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合

商号・資本欄

公告をする方法 東京都において発行される日本新聞に掲載してする。	
電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/in dex.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/in dex.html</a>	平成17年4月1日変更
	平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>

〔注〕公告を電子公告により行う旨の登記をしたときは、「その他の事項」欄における貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記を朱抹しなければならない。

イ 事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合

商号・資本欄

公告をする方法 東京都において発行される日本新聞に掲載してする。	
電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/in dex.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/in dex.html</a>	平成17年4月1日変更
当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。	平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>

〔注〕公告を電子公告により行う旨の登記をしたときは、「その他の事項」欄における貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記を朱抹しなければならない。

ウ 貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合

商号・資本欄

公告をする方法 東京都において発行される日本新聞に掲載してする。	
電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/in dex.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/in dex.html</a>	平成17年4月1日変更
貸借対照表の公告 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/ind ex.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/ind ex.html</a>	平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>

〔注〕公告を電子公告により行う旨の登記をしたときは、「その他の事項」欄における貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記を朱抹しなければならない。

らない。

(2) 株式会社が電子公告に関する定めを変更した場合

ア アドレスを変更した場合

商号・資本欄

公告をする方法 <del>電子公告の方法により行う。</del> <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>	
電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/</a>	平成17年4月1日変更
	平成17年4月5日登記 <sup>㊞</sup>

イ 事故等の場合における予備的な公告方法を変更した場合

商号・資本欄

公告をする方法 <del>電子公告の方法により行う。</del> <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a> 当会社の公告は、 <del>電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。</del>	
電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>	平成17年4月1日変更
当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。	平成17年4月5日登記 <sup>㊞</sup>

ウ 貸借対照表の公告アドレスを変更した場合

商号・資本欄

公告をする方法 <del>電子公告の方法により行う。</del> <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a> 貸借対照表の公告 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/.html</a>	
電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>	平成17年4月1日変更
貸借対照表の公告 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/index.html</a>	平成17年4月5日登記 <sup>㊞</sup>

- (3) 株式会社が公告方法を電子公告から日刊新聞紙に変更した場合  
商号・資本欄

公告をする方法 <del>電子公告の方法により行う。</del> <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>	
東京都において発行される日本新聞に掲載して	平成17年4月1日変更
する。	平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>

2 合名・合資会社の場合

- (1) 会社が合併の公告をする方法を定めた場合

ア 日刊新聞紙に掲げて行う場合

「その他の事項」欄

その他の事項 会社が合併の公告をする方法 ----- 東京都において発行される日本新聞に掲載してする。 平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>
--

イ 電子公告により行う場合（事故等の場合における予備的な公告方法をも定めた場合）

「その他の事項」欄

その他の事項 会社が合併の公告をする方法 ----- 電子公告の方法により行う。 <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a> ----- 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。 ----- 平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>
--

- (2) 会社がアドレスを変更した場合

「その他の事項」欄

その他の事項 会社が合併の公告をする方法 ----- <del>電子公告の方法により行う。</del> <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>
会社が合併の公告をする方法 電子公告の方法により行う。 ----- <a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/">http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/</a> 平成17年4月1日変更 平成17年4月5日登記 <sup>㊟</sup>

- (3) 会社が合併の公告をする方法の定めを廃止した場合

「その他の事項」欄

その他の事項
会社が合併の公告をする方法
<del>電子公告の方法により行う。</del>
<del><a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a></del>
平成17年4月1日会社が合併の公告をする方法廃止
平成17年4月5日登記 <sup>㊞</sup>

3 有限会社の場合

(1) 有限会社が電子公告を公告をする方法と定めた場合

ア 有限会社法第88条第1項の公告（合併、分割、法定準備金の減少、資本の減少及び資本の減少を伴う組織変更）について1つのアドレスを定めた場合

「その他の事項」欄

その他の事項
会社が合併等の公告をする方法
有限会社法第88条第1項の公告は、電子公告の方法により行う。
<a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>
平成17年4月5日登記 <sup>㊞</sup>

イ 各公告について異なるアドレスを定めた場合

「その他の事項」欄

その他の事項
会社が合併等の公告をする方法
合併の公告は、電子公告の方法により行う。
<a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>
分割の公告は、電子公告の方法により行う。
<a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/">http://www.dai-ich-denki.co.jp/kessan/</a>
平成17年4月5日登記 <sup>㊞</sup>

(2) 合併又は分割の公告方法を定めていた有限会社が、その他の公告方法を含めて1つのアドレスに変更した場合

「その他の事項」欄

その他の事項
会社が合併の公告をする方法
<del>電子公告の方法により行う。</del>
<del><a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/gappei/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/gappei/index.html</a></del>
会社が分割の公告をする方法
<del>電子公告の方法により行う。</del>
<del><a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a></del>
会社が合併等の公告をする方法

有限会社法第88条第1項の公告は、電子公告の方法により行う。

<http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html>

平成17年4月1日変更 平成17年4月5日登記㊟

(3) 会社が合併等の公告をする方法を廃止した場合

「その他の事項」欄

その他の事項
会社が合併等の公告をする方法
有限会社法第88条第1項の公告は、電子公告の方法により行う。
<a href="http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html">http://www.dai-ich-denki.co.jp/koukoku/index.html</a>
平成17年4月1日会社が合併等の公告をする方法廃止
平成17年4月5日登記㊟

(4) 経過措置（コンピュータ登記簿における職権による移記）

ア 施行前に、合併の公告をする方法を定めていた場合

商号区

会社が合併の公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成16年10月1日設定 平成16年10月5日登記
会社が合併等の公告をする方法	合併の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成17年2月1日平成17年法務省令第5号附則第2項の規定により移記

イ 施行前に、合併の公告をする方法と分割の公告をする方法を同じ方法で定めていた場合

商号区

会社が合併の公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成16年10月1日設定 平成16年10月5日登記
会社が分割の公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成16年10月1日設定 平成16年10月5日登記
会社が合併等の公告をする方法	合併及び分割の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成17年2月1日平成17年法務省令第5号附則第2項の規定により移記

ウ 施行前に、合併の公告をする方法と分割の公告をする方法を異なる方法で定めていた場合

商号区

会社が合併の公告をする方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする	平成15年3月1日設定 平成15年3月5日登記
---------------	-------------------------	----------------------------

会社が分割の公告をする方法	<u>東京都において発行される毎朝新聞に掲載してする</u>	平成16年10月 1日設定 平成16年10月 5日登記
会社が合併等の公告をする方法	合併の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載してする 分割の公告は、東京都において発行される毎朝新聞に掲載してする	----- 平成17年 2月 1日平成17年法務省令第 5 号附則第2項の規定により移記